

成年後見制度に関するワーキンググループ設置要綱

(目 的)

第1条 成年後見制度は、平成28年4月に成年後見制度利用促進法が公布され、また、平成29年3月には成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定されるなど、認知症高齢者等の権利擁護、虐待防止等を図る上で重要な制度であり、本制度の一層の活用を図ることが必要であることから、成年後見制度に関するワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 ワーキンググループは、市町村長申立マニュアルの策定及び成年後見制度に関する具体的な事項について調整・検討を行うものとする。

(組 織)

第3条 ワーキンググループは、次の各号に掲げる者をもって構成する。

(1) 福島県保健福祉部高齢福祉課（以下「高齢福祉課」という。）主幹兼副課長

(2) 別表に掲げる機関の職員のうち、当該機関の長が指名する者

(3) 高齢福祉課の担当職員

2 ワーキンググループに座長を置き、座長は、高齢福祉課主幹兼副課長の職にある者をもって充てる。

(会 議)

第4条 ワーキンググループは、年4回程度開催する。

2 座長は、特に必要があると認めるときは、検討すべき事項に関係のある機関に対し、出席を求め、又は資料の提出を求めることができる。

3 ワーキンググループには、必要に応じて別表に掲げる構成機関以外の者を参加させることができる。

(庶 務)

第5条 ワーキンググループの庶務は、高齢福祉課において処理する。

(補 則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、ワーキンググループの会議の運営等に関して必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年8月7日から施行し、平成30年3月31日まで効力を有する。

別表（第3条関係）

ワーキンググループの構成機関

機関名
福島県保健福祉部社会福祉課
福島県保健福祉部高齢福祉課
福島県保健福祉部障がい福祉課
福島市健康福祉部長寿福祉課
社会福祉法人福島県社会福祉協議会地域福祉課
社会福祉法人福島市社会福祉協議会総務課

※オブザーバーとして出席を求める者

福島家庭裁判所長の推薦する者

成年後見制度に関するワーキンググループ 構成機関（平成29年度）

福島市健康福祉部長寿福祉課
社会福祉法人福島県社会福祉協議会地域福祉課
社会福祉法人福島市社会福祉協議会総務課
福島県保健福祉部社会福祉課、高齢福祉課、障がい福祉課

オブザーバー

福島家庭裁判所
福島県弁護士会
福島県司法書士会
一般社団法人福島県社会福祉士会

成年後見制度市町村長申立マニュアル

発行日 令和3年6月

発行者 福島県保健福祉部